

環境と森づくりを考える税制懇話会（第4回）

- 1 日 時 平成21年11月2日（月） 午後1時30分～3時30分
- 2 場 所 山梨県議会議事堂 地下会議場（甲府市丸の内1-6-1）
- 3 出席者（敬称略）
 - （委員）池上岳彦、大村俊介、小沢典夫、木平勇吉、矢川満、三枝悦夫、曾根原久司、田中美津江、仲澤早苗、日高昭夫
 - （事務局）森林環境部長、林務長、次長（林政）、森林環境総務課長、環境創造課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、税務課長、森林環境総務課総括課長補佐、みどり自然課総括課長補佐、森林環境総務課課長補佐、森林整備課課長補佐
- 4 傍聴者等の数 9人
- 5 会議次第
 - 1 開会
 - 2 座長あいさつ
 - 3 議事
 - 4 閉会
- 6 会議に付した事案の案件
 - （1） 論点整理（第3回）
 - （2） 新たな税について
 - （4） 検討結果の取りまとめについて
 - （5） その他

7 議事の概要

司 会	<p style="text-align: center;">1 開 会</p> <p>委員の皆様には、ご多忙にも関わらず会議にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから第4回環境と森づくりを考える税制懇話会を開催させていただきます。</p> <p>始めに、日高座長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
日 高 座 長	<p style="text-align: center;">2 座長あいさつ</p> <p>お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>この懇話会も4回目を迎えまして、これまでは森林整備のあり方や低炭素社会、さらに施策の基本的な方向についてご議論いただきました。</p> <p>また前回は、森林を整備していく上で、公益性というものを重視していく時に、整備に必要な財源という側面から税制についてのご意見をいただきました。</p> <p>今回は、そうした税制懇話会での4回の議論を踏まえて、その方向性と新たな税制。これについて基本的な方向を取りまとめていければというところでございます。</p> <p>その点につきまして、さらにしっかりとした論点を整理した上で、進めていければと思いますので、どうぞ委員の皆さんもご協力願います。</p>
司 会	<p>有難うございました。では、議事に移ります。</p> <p>本日の会議は、前回の会議同様「審議会等の会議の公開等に関する指針」により、公開とさせていただきます。会議録につきましても後日発言者の名前を入れて公開させていただきますので、御了承願います。</p> <p>また、お願いでございますが、議事録作成の都合上、大変恐縮ですが、発言に当たりましてはマイクをご使用いただきたいと思います。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>

議事の進行につきましては、座長にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

3 議 事

日高座長

では、議事に入ります。

本日の議題の中で、前回の論点の整理がございます。また、この間に委員の皆さんにもご協力をいただきまして、意見交換会の開催を進めていただきました。

意見交換会の開催状況や、そこで整理された具体的な内容のあり方というのは、本日ご議論いただく内容や森林整備についての基本的な考え方と連動していくところだと思います。従いまして、議題1と議題2は併せて進めさせていただきたいのでよろしく申し上げます。

森林環境
総務課長

資料1について説明

資料2について説明

資料3について説明

日高座長

前回の議論や意見にもありましたように、会議の回ごとにテーマを特定して進めてきたところもありまして、全体の構造が分かり難かったということで、委員の皆様からも色々な議論をいただくこととなりました。

そのようなこともありまして、それぞれの回で頂いた論点や指摘された点を論点整理の中で確認して、説明の中に反映していただきましたので、このような形で進めていくという全体の構図が、ようやく資料3で見渡せるのではないかと思います。

今の説明の中で、ご意見やご指摘はございますか。

特に、それぞれで確認いただいたということであれば、これまでの検討結果の取りまとめに入ります。資料3でご説明いただいた取りまとめをしていく時に、報告内容に取り込んでいきますので、委員の皆さんは、結果の取りまとめの時にご発言いただければと思います。

それでは、議題3に入りますのでよろしく申し上げます。

森林環境
総務課長

資料4について説明

日高座長	<p>ありがとうございます。それでは、本日の会議の中では、新たな税のあり方について焦点を当てて参ります。資料3の5になりますが、新たな税のあり方をどう考えたらいいのかということで、ご意見を頂きたいと思います。</p>
池上委員	<p>私は、地方税の研究をしております、独自課税の検討に参画しております。そういうことが1つのきっかけになって懇話会の委員に委嘱されたのではないかと思います。</p> <p>独自課税の議論を考える時に地方分権や地域主権をどう考えるかが課題になります。</p> <p>しかし、税財政ということになれば、地方分権型の税財政制度を山梨県としてどう考えるのかという事を織り込まなければならぬ。独自課税も、その関連で考えなければならぬと思います。この懇話会は、主に森林環境部の方々が担当されているようですが、県全体として、税財政制度改革の補助金改革といいますが国庫補助負担金制度の改革としてどう考えているのか。また、政権交代があり、民主党はマニフェストで社会保障と教育を除く国庫補助負担金を一括交付金にすることを掲げております。これを山梨県で、どう評価するのかということは、今回の税の話でも関係してくると思いますのでご意見を伺いたいというのが1つ。</p> <p>2つ目は、国で大きな税制改革がありまして、新しい税制調査会のもとで、次年度の税制改正の議論が始まったのですが、10月29日に全国町村会、全国森林環境税創設推進連盟、議員連盟の方々が、森林の公益的機能の持続的な発揮、その為の森林、林業、山村体制の抜本的な強化の為の財源として、二酸化炭素の排出権等に対して、市町村税として全国森林環境税を創出すべきであると提言されまして、山梨県内の市町村からも、参加されているようです。そうしますと森林、林業、山村体制について、県と市町村との役割分担や財源の問題については、今までの検討ではしておりませんので、そこについてはどう考えたらいいのか、現段階で教えていただきたい。</p>
税務課長	<p>独自課税についてですが、地方税法で決められた範囲内で課税自主権を使っていくことが重要ではないかと考えておりました、10年前にミネラルウォーター税の時に考えた経緯がございます。課税自主権については、事業の必要性も勘案して使っていくことを考えております。</p> <p>本県の財政状況は、先程もご説明がありましたとおり厳しい状</p>

況にございます。その中で、税源のかん養ということで企業誘致や地域産業の振興にも取り組んでおりますし、それと併せて税収の確保対策として徴収対策を進めているところです。先程の資料にも記載してありますとおり行政改革大綱を定めまして、22年度まで県債残高の削減や人件費の削減など歳出の部分で削減に取り組んでおります。

そうした中で、今回の森林環境保全の取り組みを考えますと喫緊の課題であるし、こういった問題を集中して実施する必要がある時期ではないかと思えます。そして、森林保全の施策の恩恵が全ての県民に及ぶ事を考えると、事業を着実に進める上で、県民の皆様から一定のご負担をしていただく必要があるという意味で、今回は超過課税になるかと思えますが、課税自主権といったものを活用させていただければというのが1点目です。

補助金につきましては交付金になるということですが、どのようになるのかは不明な部分もございまして、この場で答えるのは難しいと思えます。

森林環境
総務課長

2点目についてですが、全国森林環境税創設促進連盟というのは新聞等にも報道されておりました承知はしているところです。新たな税といった時に今回の公益的機能を発揮するという部分で、みんなで税を出し合って守っていこうという考え方だと思います。そのような主旨からすれば、必要な財源は森林がある市町村、森林がない市町村関係なく広域的にやっていく必要があると思えます。

それが、県か国かはともかく市町村単位では難しいといった時に、今の段階において、国に森林環境税がないのであれば、県で考えていくべき問題ではないかと考えております。国での導入であれば、意見にもございました下流域の負担というのは考えて良いのではないかと。国で徴収して再配分するというのであれば必要ないのかもしれませんが、今の段階では県がせざるを得ないのではないかと。思えます。

また、個々の具体的な県と市町村の役割分担については、地方分権の考え方から、身近な公的サービスは市町村が行うということもありますから、具体的な事業の配分では検討が必要かと思えます。

池上委員

2点目について、同じような森林環境税という名前で税があってもいいと思えます。ただ、税の中身以前の問題で事業における

県と市町村との役割分担が、この取りまとめには入っておりません。せっかくの下流県との連携や国の寄付金というものがあっても市町村が出てきておりませんので、実際、お金を使って事業を行う時に市町村との連携に触れておかないと、山梨県には28市町村あるのですから、具体性に乏しくなるのではないかという心配があります。税の問題でなく、むしろ使い方の協働における問題です。

1点目については、課税自主権はそのとおりで、各県が財政事情に応じて県民にご負担いただくというのが、独自課税の趣旨かと思えます。

確かに、一括交付金の議論はどうなるのか分からないということもあります。ただ、過去の話ではございますが、先程の取りまとめの中に、三位一体の改革という言葉が出てきましたが、地方交付税の削減というマイナスの側面もあったことは間違いありません。

山梨県も、参加している全国知事会というのがございまして、その知事会は市町村会とともに地方六団体というものを構成しております。地方六団体は三位一体の改革時、公共事業に関する国庫負担金を一般財源化していただきたいと要求したわけです。これは、一括交付金よりもラジカルな改革で、一般財源ですから地方交付税や地方税ということになります。そうしますと補助金分が無くなってしまいうわけで、一括交付金どころの話ではなくなってしまいます。山梨県も、それには賛成したのではないのでしょうか。そのような事もありますので、森林環境部どうこうでなく山梨県がどうなのかという話です。そのような中で、独自課税を考えていく時に国庫補助事業を頭に入れて事業の中身を考えるというのは、前向きではないと思えますし、そこがひっかかります。

この会議は公開されておりますので、この会でこのような事があったという事を、地方税制を研究している者に聞いてみるのですが、やはり、よく考えたほうが良いと言われましたので、この場で申し上げておきます。

日高座長

有難うございました。事務局から補足等はございますか。

森林環境
総務課長

市町村との役割分担について、現段階でも事業の部分で関わっているところがございますので、制度設計においては市町村との連携も踏まえた中で、事業をやっていくことになると思えます。

税務課長	<p>先程の国庫補助事業の関係ですが、一括交付金となった場合、分からないのですが、この事業を、課税自主権を使って森林の整備を加速化させていこうという趣旨でありますので、その辺の折り合いはつくのではないかと考えております。一括交付金につきましては、どうなるのか現段階では分かりませんので、今ある制度で議論をさせていただいたということです。</p>
小沢委員	<p>補助金についてですが、林業を支える等の目的は、新税で考えている目的とは別なのではないか。森林の種類にもよりますが、私達は、荒廃した森林の公益的機能を発揮するために手を入れる観点だと思えます。それは、偶然にも重なる部分があると思えますが、その性格で仕分けが出来るのではないかとと思えますので、その辺りを伺いたいのが1つ目。</p> <p>2つ目は、5ページの右下の図、必要な森林の面積に手を入れる。間伐等をする費用がどの程度必要かということを経済計算したわけですが。一方、他県にあるような例で税を入れると、どの位の税収があるかということも幅がある。その中で使える補助金は使うケース、そうでないケース。それから、収入を少なめに見る場合と、多く見る場合という組み合わせの中で、1回の間伐が10年単位から30年かかるという幅がある。その公益的機能がどうなのか伺いたい。そのような点を考えると、補助金を使わないのは現実的でないと思えますが、どうでしょうか。</p>
森林環境 総務課長	<p>基本的には、森林整備の実施は早い方が良いのですが、概算費用の全てを、新たな税で手当するという考え方は、現実的に徴収する金額がありますので、それを達成するために国庫補助金や寄付金など、様々なものを使いながら出来るだけ早く行っていきたいと考えております。</p>
小沢委員	<p>私の1つ目の質問が異なるのですが、現場に行った時に造林補助金という話がございまして、ニュアンスとして林業の為の補助金だった理解しております。そうだとすれば、重なる部分があっても新税とは性格が違いますよね。そうしますとすみわけが出来るのではないかとという質問です。</p>
森林環境 総務課長	<p>1ページも申し上げたとおり、従来のものだけでは限界があり、新たな森づくりという観点から今回の事業を考えたものです。そこに税を導入することが必要かどうかという話だと思っております。</p>

<p>日高座長</p>	<p>ですが。それにつきまして、使えるものは使っていこうと考え方です。</p> <p>これは実務的な側面もあるので、補助事業を活用するのかわというのは1つの論点です。活用するとすれば、どのような考え方に立つかはしっかりと整理しておかないといけないのですが、小沢委員の質問は目的の違う国庫補助事業が、そもそも使えるようになってきているのかという話ですので、それが制度上可能なのかというご質問です。その辺りは実務の担当者がいると思いますが、どうなっていますか。</p>
<p>森林整備課 課長補佐</p>	<p>先程の池上委員からの質問にも若干、関係があるのですが、県と市町村との役割ということで、全国森林計画に基づきまして地域森林計画というものを作成しております。これに基づいて、造林や伐採の計画を流域ごとに作成します。</p> <p>市町村につきましては、市町村森林整備計画をそれぞれの市町村が作成しており、そのような役割分担で進めております。市町村も、造林や伐採、間伐等もそういった計画で行っております。</p> <p>ただ、それに伴う財源というのは既存の補助金である造林補助金を使うのが一般的です。この造林補助金というのは、国費に加えて森林所有者の負担、それから県の負担、市町村によっては独自に上乗せをるところもございます。</p> <p>先程の小沢委員からのご質問で、林業的な目的というのは所有者の負担があるということ、これは木を売ることを前提としている補助金ですので、補助金を使っても、最大32%を所有者が負担しなければならない。ですから、所有者の負担もあつた中で森林を整備しながらも、森林所有者は木を売った場合に所得が入る仕組みになっております。</p> <p>今回の目的が異なるという部分で、個人の方々は公益的機能という部分で責任がないわけで、なかなか森林整備が進まないということであれば、何らかの公費を充てて森林整備をしなくてはならない。これは個人の方々の経済活動とは異なってくるということになりますので、この辺りも性格が違うのではないかと思います。</p>
<p>小沢委員</p>	<p>私の言ったのは、そのことです。</p>

大村委員	<p>森林整備については、しっかりとまとめていただいているので分かりやすい。最後の税の話になった時に森林に関わる各事業体、民間も含めて色々な形態があると思いますが、その事業に対してどの形態で、どの程度の金額が支出されるか。また、林業としての収支に税を入れるという部分で、どのような事業体に、どう入れて、どう具体性を持たせていくかを考えた時に、非常に分かりにくかったのですが、今の話で納得しました。</p> <p>要するに、お金を投入しただけ、短い時間で森林整備が進むという事で、税金を多く投入すれば、事業としては多く出来る。</p> <p>通常、会社を経営していれば、そこからどの位の収益が出るのかという事を考えます。これは森林の話ですので、整備をする主旨等は理解が出来るのですが、事業として将来の継続性等を考えた時に、誰が、どのような組織で、どのような仕組みづくりで、何を、具体的にいつまでにというスケジュールを作った時に、お金を入れる形態や現状、森林に関わる事業体がどのようになっているかを理解していなかったものですから、今話を聞いて、民間で森に関わっている人というのは厳しいなということが分かりました。</p>
日高座長	<p>ありがとうございます。今回、既存の事業ではなく、新たな整備を進めていく対象となる森林というのが提示されていて、主なものがこの資料に記載してあります。例えば、民有林の中で、人工林の荒廃が進んでおり、森林を再生するという事で、間伐などを行っていくということですが、当然、民有林には所有者がいます。仮に税を使って、公的な整備をしていく時に、森林の中に1人1人所有者がいるわけだから、現場で事業を推進していく時には、個別の協定か何かを結んでいると思いますが、進め方としてはどのようなになるのですか。</p>
森林整備課長補佐	<p>これまでは木材の価格が良い時代、森林所有者が率先して間伐で収入を得ようと、森林所有者自ら実施したり、あるいは森林組合に委託しまして、事業を実施していたものですから上手くいっておりました。</p> <p>今では、木材価格が低迷している中、木を切っても収入にならないということで、赤字になる場合が多くあります。行政としては見過ごすことは出来ませんので、今度は、市町村や森林組合等から、間伐をしないと表土が流れてしまうということで、実施したほうが良いといった提案をしてくるのが、今のやり方になって</p>

きました。所有者の方は、不在村とかも多いので、間伐する山があってもなかなか進まないといったこともあります。ですから、そういったところの整備も現在、進めています。

仮に新たな仕組みが出来た時に、森林所有者と事業を実施する森林組合といったところが協定を結ぶと思いますし、当然、税金を使うわけですから、何らかの制限も含めながら進めていくと思います。事業によって収入を得ている森林所有者と森林組合とが均衡のとれた形で事業を進めていく必要があるのではないかと考えております。

森林環境総務課
課長補佐

若干、補足をさせていただきます。今の座長さんのご質問は具体的な流れということだったと思います。県内の場合は、小規模の森林が多いですし、不在の方もございますので、森林を整備する時にある程度のボリュームを揃えないとなかなか出来ないということで、事前に所有者への説明ですとか、境界を確定した後に森林整備を行います。実際に行うのは林業事業体の皆さんや森林組合の皆さんというのが森林整備の流れでございます。

先程も若干、お話がありました。今回の検討をお願いしてございます新たな取り組みにつきましては、社会全体で森林を守っていく事を目指す内容ですから、そういう意味で、森林をこれまでの施策と違わせて、県民の目線ですとか環境の観点から荒廃した森林をどうしていったら良いかということで、ご意見をいただきまして、そのような観点から資料3を作成しました。

森林の再生につきましては、これからは公的整備。もちろん行政等が中心となって、整備をしていく。整備する代わりに森林所有者の皆さんには、それなりの義務をかせかせていただくということで、公的に整備していきます。そうすることで、森林の恩恵なり保全された部分は、県民の皆さんに還元していくというようにしたのが、今回の新たな取り組みと税制の検討ということなんです。

小沢委員からも質問がございましたが、荒廃森林の再生につきましても、単に間伐だけではなく、それ以外の施業や色々な作業が必要になるのかと思います。その中で、従来の間伐等の施業を取り入れられるものであれば、それを取り入れる中で効率的にやっていければということで、現在は考えております。

日高座長

そのようなことですので、よろしいでしょうか。

大村委員	<p>町に例えるならば、土地と建物を分離して上手くいった例はあるのですが、自分の土地を手放したくない人がいる。Aさん、Bさん、Cさん、Dさんは売りにたくない。この人は売ってもいいよと、一本にまとめられない。そうしますと土地は、そのままにして、上物だけを共同体にして出資をし、そこからあがった利益を分配していくという方法が、今、一番上手くいっている方法の1つだとしたら、民間の民有林等は分からないですが、全体の森を考えた場合、そこにどのような資本やお金を入れて、そこから上がってくる収益を全体として、少しでもいい形でリターンができるかということ、新しい仕組みの中で、しっかりとした形で見えないといけない。どういう事業体が、どういうお金を、どれだけ入れたら、どれだけのもので形としてできるかが分からなかったものですから、具体的には、特定の事業体だけということではなく、全体として具体性を持って、どういう形でしっかりやるのが1つの方法だと思いましたので、全体に投下しないと個別にしては効果が薄いですから、そのように思いました。</p>
日高座長	<p>他にご意見はございますか。</p>
田中委員	<p>2万1千haが荒廃の進んでいる森林ということで、この数字は分かったのですが、今、環境公益林という言葉があったと思うのですが、そのようなことで林業とは別の部分で補助金が入って、企業の森でやっている一部が環境公益林なので、国の補助金ということでもらったところがあるのですが、今までの林業の観点ではなく、環境の観点から入った税金で進んでいる部分もあると思うのですが、それを除いたものが2万1千haということによろしいのでしょうか。</p>
森林環境 総務課長	<p>前回、お示しした資料で2万1千haは環境公益林を除いた数字ということになります。</p>
日高座長	<p>他にご意見はございますか。</p>
三枝委員	<p>県外下流域との連携というものが、その他導入するに当たり留意すべき事項の下にあるのですが、先程の課長さんの話で、県外下流域の負担という話がありましたので伺います。</p> <p>県外下流域からの協力金が得られる仕組みづくりということが、この資料にあります。昨年、朝日新聞で東京都民を対象に</p>

したアンケートの中で、水源涵養林などの維持保全の対策費の一部を下流の住民が負担することの可否を尋ねたアンケートがありまして、2,040人の回答者の中で、賛成が512人。やむを得ないとする人が832人。合計すると65%。反対が230人という数字が出ておりました

この前の税制懇話会で示された県民意識調査の中で見ますと、賛成と条件付き賛成を合わせますと85%という数字も出ているわけですが、県外下流域からの負担をどのくらい想定しているのか、ここに仕組みづくりということがありますので、1つ意見としてお聞かせ願いたい。

3ページに県民参画の仕組みという項目がございますけれども、県外下流域の協力を得るには、相当のPRとか広報をしなければならぬと思いますが、県民参画の仕組みとともに、県外下流域参画の仕組みとも考えてみたらいかがかと思いますが、どうでしょう。

森林環境
総務課長

神奈川県では、森林環境税という名称ではございませんが、超過課税を採用しております。その20年計画の中で、上流県と連携するような文言が記載されておりました、そのような中で山梨県の森林整備と一緒にやろうという取り組みはしているところです。他に、東京都であるとか、横浜市では道志村の森づくりにご負担を頂いている例はございますが、そのようなことを踏まえまして、県民の理解を得る為には働きかけていく必要があるのではないかと考えております。

三枝委員

確かに、横浜市では、道志村との協力を盛んに行っている気がします。先程の朝日新聞のアンケート結果を見まして、山梨県内の人がどう思うのかということが、上流域の人だけが税負担をして、下流域の人も安心して安全な水需要が確保できているわけですから応分の負担があってもしかるべきなのかなという意見も載っていましたが。そんなことで、今後の協力をどう進めていくかということです。

日高座長

新たな税を導入するに当たって、いくつか留意事項ということで、下流域との連携といった事をどうしていくのかという方法論のところでも少し曖昧な部分がありまして、そういう方向性を明示していこうというような主旨だと思います。今、ご意見がありましたような形を何らかの仕組みをそこで考えて、示しておく必要

があると思いますし、重要な視点だと思います。

それから、下流域ということではないのですが、先程、池上先生から出された論点の中に、費用負担のあり方に関して、自主課税を出していくわけですが、そうだとすれば、しっかりとした地方分権の課題の中での位置付けを明確にしていく必要があるのではないかと。そういった基本的な考え方を明示していくことは、税の意義をしっかりと理解していただく上でも重要だと思います。これは、最後にあります留意すべき事項というよりは、むしろ前提にあるような話です。基本的には、そうした地方分権改革の流れの中、県政の独自性を出していく上で、重要な税制のあり方をここで提言していくといった主旨のスタンスをしっかりと、ここで明示していく必要があると思います。それは、この懇話会の中で最終的には、まとめるということになるのですが、その中で、どのポジションに入れるのかということが、少し知恵をいただきたいのですが、その辺の事を加えていきたいというのが1つです。

それから、私は具体的な制度がよく分からないですから、非常に曖昧ですけども、国庫補助の問題です。1つは、制度が再設計されて、政権が変わったことによって、補助制度が様変わりする可能性があります。その辺の事は、将来の税制を考えていく時に見込んでおかなければならないし、それがどのように変わるのかというのは重要な関心事です。

その一方で、小沢委員からもありましたが、具体的な事業量が出てきて、森林整備の観点から専門的に考えた時は、それなりのスピード感を持って実行していかなければならないという事と、事業量に見合った財源をどこに求めるかということが重要になってくるわけです。従いまして、そこで課税の問題が出てくるのですが、しかし、その見込まれる事業量全体を賄うだけの税収を新しい税制の中に求めるとすれば、負担水準という意味では相当なご負担を求めなければいけないということになります。そうしますと、アンケートにもありましたように、これから500円から1,000円という多くのご意見をいただいたような幅とは、相当違うレベルで設定しなければいけないということになります。そうしますと今度は税制の実行可能性が非常に薄れるということになってしまいますので、その辺のバランスをどう考えるのか。その中で、現実的な財源調達という視点で考えた時に、その活用できる財源をどのようにして確保していくのか、これは寄付、様々な形での歳出削減等、色々な形がありますが、その中の1つの選

択肢として、国庫補助制度というものが目的とうまく噛み合うような制度として、その時点で存在しているのであれば、活用することを考えるのは、やむを得ないと思うのです。さらにいえば、やむを得ないという以上に、もう少し積極的に考えていくと、確かに地方分権改革の中での独自税制というのは、その自治体が県民の皆さんと一緒に考えていくわけですが、そこで整備するというサービス、森林整備がもたらす公益的機能には、下流域に限らず、日本の温暖化を緩和していく等、そうした現実的効果をもっているわけです。つまり、県土や県民だけにクローズに公益をもたらす効果に加えて全国民的な波及効果を持ちます。そこで、波及効果が発生するという側面に視点を置けば、波及効果により県民以外の人達、広く国民も、その恩恵を受けるというわけです。

では、恩恵を受ける費用負担の仕組みをどうするのかというのは、町村会が提案しているような新たな税制であったり、あるいは、もっと交付税制度といったものに森林保全機能といったものを入れて、交付していくというような選択肢もあるでしょうし、その辺りは、全国的な制度のあり方と連携していると思いますので、そのような事を展望していきながら同時に、現実的にはその時点で活用出来る制度、その国庫補助制度を活用していくというのは、基本的な地方分権の理念と相反するとは考えなくていいのではないかと私は個人的には思っております。そういった事も視野に入れつつ、新しい税の制度の設計を考えてみてはどうかというように思っておりますがどうでしょうか。

木平委員

人工林の中で2万1千 ha が荒廃しているということですが、これは2万1千 ha の問題ではなくて、民有人工林の全体が荒廃しているということです。残りが完全に健全な状態になっているのではなくて、荒廃の予備軍だと思えます。

ですから、初めから2万1千 ha に限定するのではなく、人工林はこれから放置すると荒廃するから、その対策を考えないと問題の解決にならないと思えます。この税金で実施するところは、公益林の様なものにするという説明ですが、国の造林補助金で間伐を進めたところも、この税金で実施したところも実態としては同じであるので森林の公益性を高め、あるいは木材生産を続けていくのではないかと思います。

ですから、リミットに2万1千 ha の荒廃林という限定をしないほうが良い。

日高座長	<p>範囲は、もう少し広くとっておいた方が良いという話ですが、この2万1千haというのは、現に荒廃している荒廃率から、更に絞ったわけですね。</p>
森林環境 総務課長	<p>はい、以前実施しました調査で荒廃林率43%とありまして、その内の人工林ということになります。あくまでも推計という格好です。</p>
日高座長	<p>色々な意見が出ましたとおり、国の制度も混沌としてきている状況ですので、新しい税を創る時には恒久税というよりは、むしろある種の時限的な期限を持たせてありますから、仮に県民に対する超過課税という形でする場合にも5年間。そこで、1回見直しをする形で、サンセット方式の様なものになっており、そのサイクルの中で、おそらく次のステップをどうしていくのかという事が議論になっていくのではないかと思います。その時点で制度が大きく変わっていたら、相当な軌道修正をしなければなりません。従って、事業量をどのあたりでターゲットにするかも問題です。当面は期限を考えていった時に重点的に考える対象はという意味ではないかなと私は理解しておりますが、いかがでしょうか。</p>
森林環境 総務課長	<p>はい。</p>
日高座長	<p>税制については、どの程度まで考えればよろしいですか。ここにある案は幅のある考え方が記載してあって、実際にこれを具体的な制度にするということだと、厳密な検討が必要になります。</p> <p>この場で、私達が負担額をいくらにするかという事まで議論する義務はないと、個人的には理解していますが、ある程度の幅を持って、しかし、基本的な考え方はしっかりしてくるのが良いのではないかと思います。そのようなことで、税の設計で課題を検討しなければならないような論点はございますか。</p> <p>池上先生はご専門ですので、知恵を拝借したと思うのですが。</p>
池上委員	<p>5ページにまとめて記載されていますが、県民税の超過課税は独自課税ではございますが、いわゆる超過課税ですので、制度とし</p>

ては、県議会で可決されれば出来るわけで、国の同意も要らないわけです。制度としては複雑な問題はないのだろうと思います。

ただ、山梨県でも基金のようなものを創って、1回税込を入れて事業に配分される仕組みがとられるのではないかと思いますので、基金の管理をしっかりとやっていただくのが当然、必要だろうと思います。

先程の補足で申し上げますと、国庫補助事業については先程申し上げましたので、これ以上は申し上げません。色々な委員の方々が意見を述べられましたし、座長が、その形で取りまとめをなさるといふことであれば、そういう事になるのだろうと思います。

1つだけ感想を申し上げますと、国庫補助金の制度は、先程、小沢委員、大村委員がおっしゃられたとおり、元々、造林補助金は森林所有者の収益を上げるために補助しようという制度だったのが、どうも我々がここで議論しているのは、公益性の議論だということ国庫補助金の性格が変わってしまったという事です。本来は林業の問題が、環境の問題に切り替わったので、不思議なのは、国はそれで何で黙っているのかと思いました。本来であれば目的が違うのだから、補助金は配らないというのが国の態度のはずだが、それが最近では鷹揚なのか、世の中が変わってきたということ国自身が感じているのかと思っておりますし、実質的には、そのような使い方になっていることを認めざるを得ないと思います。そうしますと、この国庫補助事業も何らかの改革が行われるのだろうと思います。

ここで、山梨県としてとるべきは、当面、国の補助事業を使うとなった場合、その制度が良いからという理由ではなく、元々は造林の補助事業としてやっているわけですから、それはもう時代遅れであると思ったときに、仮に一括交付金であろうと一般財源であろうと、山梨県は公益の為に、環境の為に、森づくりを実施して、その為に県民税の超過課税をするということを守っていただければ、後は、お金をどう集めるかということ、まさに創意工夫だということが言えると思います。座長が言われたのもそういった臨機応変といったことだと思っておりますので、よろしくお願いします。

日高座長

他にご意見はいかがでしょうか。そのよう形で、報告書の方にも基本的なスタンスの様なものを、しっかりと書き込んでおかないと、引き継ぐ人が曖昧になると困りますので、是非、工夫して

いきたいと思います。新たな税の導入に関しては、そのようなことでよろしいでしょうか。

もう一つ、資料4の14ページのところで森づくりを支える担い手づくりというところで、先程の資料の中では基本的には前回の事務局からの説明もそうだったのですが、新たに担い手づくりとして新規に当面、この税を使っていくことは想定をしていない。むしろ現行の様々な施策が色々あるのですが、そういうものによって対応している担い手づくりの施策の実効性を担保するにはしっかりとした事業が必要になってくるのではないかと思います。むしろ事業量の創出といったところに、ここでは主眼を置いて、将来そのようなものが確立して上手く回り始めて、更なる課題が出てきた時に考えていこうという主旨だと思うのですが、そういったスタンスの考え方でよろしいでしょうか。よろしければ、この考え方でいきますが、特にご議論はございませんか。

そうしましたら、他に何か検討結果について、取りまとめていく上で、全体として何かありますか。

木平委員

取りまとめの全体の構図が出てきたのですが、資料3であったような環境と森づくりの考え方は重要で、この中に織り込まれていくと思います。その時に、一貫して県民に分かりやすく説明をすることが重要だと思います。資料3を見てみますと、森づくりのあり方、事業の仕組み、何をやるか、これらが大枠から順番に書いてあり、そうだと思うのですが、大枠の第1の考え方に低炭素社会でCO2のことが大きく出ています。しかし、その中身に入るとCO2の問題はほとんど書かれていないので、もう少し中身にも、CO2の問題を分かりやすく書く必要があると思います。これが1点目です。

森林は二酸化炭素を吸収するので、全て良いということではあり得ないのです。森林は吸収と貯蔵と排出があるのです。ここに排出の事が何も書いてないのは片手落ちな説明だと思います。排出量より吸収量の方が大きければ、森林は低炭素社会に貢献するのですが、排出の方が大きいと負の貢献をするということになります。それをしっかり書かないと森林が全て善だという誤解を与えてしまうと思います。これが2点目です。

それに関連して、人工林と里山林のそれぞれ2万ha、1万5千haを整備していく場合、どういう山にするのかの目的が分かりにくいです。例えば、今、荒れた人工林が2万1千haあり、

これに手を入れるのは、一見すると、公益的森林にするように書いてあるのですが、私はそんなことはないと思います。今まで、生産林として育ててきたものを、そこで公益林に転換して、木材生産を諦めてしまうのか。それはそれなりの考え方でいいと思いますが、そのこのところをしっかりとの方が良い。

それともう1点、里山の再生がありますが、里山を再生して、どのような山にするのか、そのこのところが分かりません。「森林の整備」と書いてありますが、整備とは何かということを確認に説明して、ある場所を整備することで、このような森が出来て、このような効果があることを書くことが、県民に分かりやすく説明することだと思います。

日高座長

いくつかご指摘がありました。森林についての理解や税制について理解を頂く時に、分かりやすく、正しく、伝えていくことを最大限なささいという話でしたので、是非、そのような事を心掛けていただきたいとしたいと思います。

森林に関わっている方や行政の方は、森林のご専門の方だと思っておりますが、どうしても私達のような素人に説明する時に、必ずしも上手ではないので、山梨には「甲斐の木づかい」という事業がありますが、県民に対しても「気遣い」をしていただければ、もっといい行政になるのではないかとと思います。それも非常に重要な仕事の一部であると理解していただいて、ここは発想を変えなければいけないのではないかとと思いますので、よろしくお願ひします。

他にございますか。

曽根原委員

資料3の新たな税のあり方というのを提示していただいて、それを見て考えたことをお話ししたいと思います。

この中で税制規模が、まだ決定ではありませんが、個人が500円から1,000円、法人で現行に均等割額で5%から10%と、そうすれば税収規模は年間2.8億から5.5億くらいの幅だろうという提示があります。更に課税期間が時限措置ということで5年間ということ、たたき台として考えてみた場合ですが、更に新たな取り組みに対する費用等の数字と照らし合わせながら見た場合、実行ベースに落とし込む時に、やはり有効に使ったほうがいいだろうと思います。また、その時に新たな課題があるかと思ひますけれども、最も優先順位が高い事業は何であろうかということ、私自身、分からないものですから、もし1つ絞るとすればど

	<p>のようなものか。その優先順位が高い課題を教えていただきたいのが1つ。</p> <p>仮に、この程度の税込規模が投入された場合、様々な投入した後の対策として効果が高いと思われる措置は何か。5年間の時限措置を想定した上で盛り込むとは別として、お答えいただきたい。</p>
森林環境 総務課長	<p>やはり、荒廃森林の再生というのが1番優先順位が高く、また効果も高いのではないかと考えます。</p>
曾根原委員	<p>課題も対策も両方ということですか。</p>
森林環境 総務課長	<p>はい。</p>
田中委員	<p>個人的な優先順位を申し上げますと、時限的なものであればあるだけ、次のステップを考えるという意味では材の利用というところを最重要課題にさせていただきたい。出口論の話ですから、そうすれば、また上に戻っていくというサイクルが出てくるのではないかと思います。企業との取り組みの中で、森林整備というのがこれだけ進みますと、我々が整備できる場所がなくなってきている。</p> <p>ただ、これからは低炭素社会ということは、企業が必ず課せられるノルマが出てくると思いますので、次に何をするかということは提言してほしいと盛んに言われます。その時に、材の利用ということで、バイオマスの利用やエネルギーに大変興味を持っています。ですから、山梨県は、そのようなところに集中していくと良いのではないかと個人的には思います。そうすることで目に見えることになるし、それが上手くいくと一義的なものでなく、次に繋がるのかなと思います。切り捨て間伐のみだと、また次のところというように同じ問題が出てくるので、個人的にはそう思っております。</p>
矢川委員	<p>山を作るのは、個人の財産形成だという意見がございましたが、今は、森林所有者が山に対する夢や希望を失っていると同時に高齢化して、自分の山も分からなくなってきている。森林整備課の話にもありましたが、森林の境界の画定をしなければいけないが、ここだということが言えなくなってしまった。ですから森</p>

林組合や、林業事業者が行って境界を確定します。

しかし県では、個人情報の問題等で、なかなか情報を公開してもらえないものですから、森林所有者を訪ねて承諾を取らないとGPS等で落とせない。ということで、この10年、20年近くで所有形態も変わり難しくなってきた。日高先生もおっしゃいましたが、森林としての価値よりは、環境としてのウェイトの方が高くなってきてしまった。それでも、山は手入れをしないと荒廃しますので、その辺は難しいところです。

それから、民有林の荒廃が2万1千haという記載があったのですが、私も山を見ておりますので、どのように推計したのか。1回も手を入れていないところなのか、それとも1回くらい手が入っているが進んでいないところを言うのか、あるいは下層木がないところを言うのか、それを言っているのであれば、この面積も大きくなると思います。しかし、私達、現場の人間からすれば、もっと健全な山づくりに努めて参りたいと思います。

日高座長

時間になりましたので、今日は新たな税のあり方についてご議論いただき、いろいろなご意見をいただきましたが、このような新たな税を導入するということを、この懇話会で了解をいただいたということによろしいですか。

ただし、これを新たな制度として創っていくに当たっては、基本的考え方をしっかりと明示して、そのようなものを将来に向かって、状況の変化も想定しながら、こういうものを設計し、実行していくという上でご了解していただいたということによろしいですね。

それでは、そのように取りまとめをさせていただきますが、具体的な取りまとめについては、資料4ということで、その骨格は出ているのですが、これに今回の会議や、分かりやすさというものを工夫しながら、最終的な取りまとめをして参りたいと思います。その取りまとめの内容については、座長にご一任していただいた上で素案を創り、これは委員の方に見て頂いた上で、次回、最終の取りまとめをしたいと思いますがそういう段取りでよろしいでしょうか。

森林環境総務課
課長補佐

座長さんからのご指摘のとおり、資料4の検討結果の取りまとめの新たな税の導入というところが空欄になってございます。この部分に、本日、ご議論いただきました資料をベースに同様に入れ込んだ形で素案を作成したいと思います。その中で、先程、ご

	<p>指摘いただきました地方分権における独自課税の意義、市町村との連携、基金の設置管理等のものを入れた形で作成し、事前にお送りしたいと思っております。会議の日程につきましては、調整でご迷惑をお掛けしましたけれども、来週11月9日、時間は10時ということで、設定をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
日高座長	<p>11月9日の10時ということなのでよろしくお願いいたします。以上で懇話会の会議を終了します。</p>
司 会	<p>日高座長ありがとうございました。委員の皆様にも貴重な時間、ご議論いただきありがとうございました。以上をもちまして第4回目の会議を終了します。有難うございました。</p>